

倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)や

雇い止めなどによる離職(特定理由離職者)をされた方へ

国民健康保険税軽減のお知らせ

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方に対し、平成22年度から、在職中に負担されていた医療保険と同程度の負担で国民健康保険に加入いただけるよう、国民健康保険税を軽減する制度ができました。

対象者は？

『雇用保険受給資格者証』をお持ちの方で、次の3つの要件を全て満たす方です。
離職年月日が平成21年3月31日以降の方です。

離職理由が「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する方です。
受給資格者証の該当理由コード：11、12、21、22、23、31、32、33、34

離職時の年齢が65歳未満の方です。

雇用保険の失業給付を受ける方以外は対象となりません。

「特例受給資格者証」、「高年齢受給資格者証」をお持ちの方は、対象となりません。

軽減概要は？

前年の給与所得を30/100とみなして算定することにより、国民健康保険税を軽減します。

平成21年度分の国民健康保険税は、軽減対象となりません。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までになります。

国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、社会保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

申告方法は？

税務課(市役所迫庁舎1階)または、最寄りの総合支所地域生活課で申告手続きを行ってください。

申告手続きの際に必要なもの・・・雇用保険受給資格者証と印鑑。